

平成17年第1回三笠市議会定例会

平成17年3月25日(第4日目)

議事次第(第4号)

- 1 開議宣告
- 2 諸般報告
 - (1) 一般行政報告(追加)
 - (2) 教育行政報告(追加)
- 3 議 事
- 4 閉会宣告

議事日程

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 諸般報告について(一般行政報告・教育行政報告) |
| 日程第2 | 議案第1号から議案第11号まで、議案第13号から議案第16号まで、議案第18号及び議案第26号について (委報第1号) |
| 日程第3 | 議案第12号、議案第17号及び議案第19号から議案第25号までについて(委報第2号) |
| 日程第4 | 議案第27号 三笠市公平委員会委員の選任について |
| 日程第5 | 議案第28号 議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査について |
| 日程第6 | 意見書案第1号 自然災害による被災住宅再建支援制度の確立を求める意見書 |

出席議員(16名)

| | | | | | |
|-----|-----|-----------|-----|-----|-----------|
| 議 長 | 9番 | 扇 谷 知 巳 氏 | 副議長 | 6番 | 田 中 茉莉子 氏 |
| | 1番 | 晴 山 貞 光 氏 | | 2番 | 斉 藤 勲 氏 |
| | 3番 | 齊 藤 且 氏 | | 4番 | 佐 藤 孝 治 氏 |
| | 5番 | 儀 惣 淳 一 氏 | | 7番 | 藤 浪 成 憲 氏 |
| | 8番 | 高 橋 守 氏 | | 10番 | 猿 田 重 夫 氏 |
| | 11番 | 谷 津 邦 夫 氏 | | 12番 | 北 沢 紘 一 氏 |
| | 13番 | 森 田 三 男 氏 | | 14番 | 熊 谷 進 氏 |
| | 15番 | 岩 崎 賢 治 氏 | | 16番 | 阿 部 進 氏 |

欠席議員(0名)

| | | | |
|---------|-------|-------------------|--------|
| 市長 | 小林和男氏 | 助役 | 西村和義氏 |
| 企画総務部長 | 山田勝次氏 | 企画振興課長 | 松本哲宜氏 |
| 総務課長 | 富樫誠氏 | 財務課長 | 磯瀬孝氏 |
| 環境福祉部長 | 工藤駿一氏 | 市民生活課長・ 選管事務局長 | 吉田正幸氏 |
| 保健福祉課長 | 浜本和孝氏 | 経済建設部長 | 西城賢策氏 |
| 建設管理課長 | 北山一幸氏 | 水道課長 | 黒田憲治氏 |
| 行革推進部長 | 木澤榮氏 | 教育委員長 | 大野政行氏 |
| 教育長 | 富樫繁樹氏 | 教育次長 | 深田智明氏 |
| 学校教育課長 | 中村正法氏 | 社会教育課長 | 田中哲也氏 |
| 病院事務局長 | 森原裕氏 | 消防長 | 作佐部康則氏 |
| 監査委員 | 杉田忠正氏 | 監査委員事務局長 | 前田貢氏 |
| 出席事務局職員 | | | |
| 議会事務局長 | 川端信保氏 | 総務係長 | 小田弘幸氏 |

開 議 宣 告

議長（扇谷知巳氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 諸般報告について

議長（扇谷知巳氏） 日程の1 諸般報告に入ります。

初めに、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇報告願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 行政報告を申し上げます。

報告第1号であります。北海道工事についてでございます。

工事名は、幾春別地すべり対策工事でございます。工事場所は弥生桜木町でございます。この工事については、既にいろいろな工事も行っていました。今回は雨水あるいはまた融雪の際、その地すべり地帯に地面に浸透する水をまとめて下の方に流すという工事でございます。山の中腹に大きなパイプを打ちまして、その中間から細いパイプを放射状に出し、そして雨水あるいはまた融雪した水等についてをとって下の方に流し出すと、こういう工事でございます。工期はそこに記載のとおり3月18日から8月30日まで行うことになっております。

以上、報告第1号のみでございますので、行政報告を終わらせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

報告第1号、経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

次に、教育行政報告を行います。

教育長から報告を求めます。

教育長、登壇報告願います。

（教育長富樫繁樹氏 登壇）

教育長（富樫繁樹氏） 教育行政報告を申し上げます。

報告第1号市内小中学校教職員の人事についてであります。

まず、校長人事であります。退職者1名、転出者が3名、転入者は3名であり、うち2名が校長新採用であります。

次に、教頭人事は、転出者が4名、転入者が3名であり、うち2名が教頭昇任であります。また、市内異動者が1名であります。

一般教職員の人事については、退職者2名と転出者が25名であり、転入者は16名、市内異動が4名となっております。

以上、人事異動の全体については、幾生中学校の1校統合減により、退職者を含めた転出者が40名に対し、転入者は27名となり、差し引き13名の定数減となり、平成17年度当初の定数は96名となるものであります。

次に、報告第2号平成16年度市内中学校卒業生の進路状況についてであります。

16年度の卒業生は88名であり、3月16日現在における進学者は84名で、全体の95.5%となっております。未定が4名で4.5%の内訳であります。学校別の内訳については、別紙のとおりでありますので、御参照いただきたいと思います。

次に、報告第3号三笠高等学校教職員人事についてであります。

校長人事であります。現校長が転出し、後任として置戸高等学校から奥寺校長が転入してまいります。

また、教頭人事であります。現教頭が転出し、後任として幕別高等学校から市岡教頭が転入してまいります。

一方、教職員の人事につきましては、退職者を含めた転出者が3名、転入者が3名となっております。

この結果、平成17年度当初定数は、昨年と同じく23名となります。

次に、報告第4号平成17年度三笠高等学校の合格者の状況であります。

募集状況につきましては、平成17年度は間口2学級、定数80名に対し、第1次の受験者は44名で全員合格となっております。現時点における入学予定者は44名であります。また、第2次募集につきましては、3月24日から28日までの募集期間であり、合格発表は3月30日となっておりますので、最終合格者の数は若干の変動があると思いますが、2間口は確保される見込みであります。

最後に、報告第5号平成16年度三笠高等学校の卒業生の進路状況であります。3月16日現在で別表のとおりとなっておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、教育行政報告といたします。

議長（扇谷知巳氏） これより、教育行政報告に対する質問に入ります。

まず、報告第1号について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第2号について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第3号について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第4号について。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 最後に、報告第5号について。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質問ないようですから、教育行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第2 議案第1号から議案第11号まで、議案第13号から議案第16号まで、議案第18号及び議案第26号について(委報第1号)

議長(扇谷知巳氏) 日程の2 委報第1号、議案第1号から議案第11号まで、議案第13号から議案第16号まで、議案第18号及び議案第26号についてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において第1予算審査特別委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

儀惣委員長、登壇報告願います。

(第1予算審査特別委員長儀惣淳一氏 登壇)

第1予算審査特別委員長(儀惣淳一氏) さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第1号から議案第11号まで、議案第13号から議案第16号まで、議案第18号及び議案第26号についての計17件でございます。

以下、順次御報告いたしますが、審査の詳細につきましては、一部割愛の上、簡略に御報告申し上げます。なお、御配付の文書及び説明資料につきましても、省略させていただきます。また、審査の順序につきましては、審査日程表に基づき質疑を行ったところでございます。

最初に、「議案第1号三笠市幌内線代替輸送確保基金条例を廃止する条例の制定について」及び「議案第2号三笠市民生活交通確保基金条例の制定について」は、関連すべき議案であるため、一括審査を行いました。

その主な質疑といたしまして、市としてバスを購入し、運行については委託をするとの説明であるが、運賃や1日の運行本数など具体的に説明願いたい。また、バス路線が廃止された後の幌内地域の住民の足を確保するという点については理解するが、乗車密度約2人の状態でこれだけの便数を運行する必要があるのかとの質疑に対しまして、現在、幌内線は平日31便、土日・祝日27便の運行があり、それに近い便数を確保したい。ま

た、路線については、市立病院を經由し幌内方面に入り、その距離は5キロメートル程度を考えている。料金については現在160円ほどとなっているが、代替輸送にかかわる補助金を受けられるのは現在の運賃を下回らないことが要件となっているため、そのことを考慮し、検討しているが、乗車密度が1.9人ということもあり、この先さらに上回ることが予想される。また、運行については、まず民間業者に公募をするが、現在約1,200万円の赤字の状態では難しい。よって、最悪の場合は市営でやることを検討している。この場合、運行業務は民間委託を考えているので、運転手の数には影響はないが、便数については確保できるよう努力したいとの答弁があり、特段の討論もなく、「議案第1号」及び「議案第2号」については、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第3号三笠市ふれあい健康センター整備事業基金条例を廃止する条例の制定について」及び「議案第4号三笠市福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について」であります。これも関連すべき議題であるため、一括審査を行いました。

その主な質疑といたしまして、国及び道からの福祉事業にかかわる補助金の削減及び廃止について、現時点で既に発生している項目はあるのか。また、削減及び廃止された福祉事業に充てられる限度額1,000万円は、当年度だけではなく、継続的なものなのかとの質疑に対しまして、国の三位一体の行財政改革の一環として、北海道を通じ、福祉事業にかかわる補助金が削減・廃止されてしまった。そのことから、現在、福祉事業にかかわる補助申請9件のうち4件が廃止となり、中でも影響が大きかった「福祉除雪」は、約600万円の補助が全額廃止となった。今後、申請した額に対して満額を望むことは難しいが、それを補う交付税も含め、手だてを考えていく。

また、財源不足を補うために使われる1,000万円であるが、今後この種の補助制度の復活は不可能と想定され、毎年度と考えている。しかし、基金にも限度があり、使い放題とは考えず、あえて限度額を設定し、厳しく有効活用していくとの答弁があり、特段の討論もなく、「議案第3号」及び「議案第4号」については、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第5号三笠市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」及び「議案第6号三笠市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」であります。関連すべき議題であるため、一括審査を行いました。

その主な質疑といたしまして、住民台帳の閲覧について、改正後、請求に対して本市はどのように対応していくのか。また、市長の判断で拒否できるとあるが、不当かどうか判断が難しい中で、今後、窓口でどう対応し、判断していくのかとの質疑に対しまして、あくまで基本台帳法11条に沿って対応するが、その中で1点でも不当な目的に使われることが明らかな場合、また、おそれがある場合は、請求に対して拒否をする。窓口業務については、まず当日の閲覧申し込みは受け付けない。事前に申請書を提出していただき、審査の上、回答を通知し、来庁していただく。さらには、来庁いただいた際、身分証明書を提示していただき、職員立ち会いのもと閲覧していただくとの答弁があり、特段の討論も

なく、「議案第5号」及び「議案第6号」については、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第7号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第8号三笠市職員給与条例及び三笠市企業職員給与条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第9号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第10号三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定について」及び「議案第11号三笠市重度心身障害者医療費条例及び三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の制定について」は、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第13号三笠市農業委員会選挙委員定数条例の一部を改正する条例の制定について」であります。主な質疑といたしまして、議員推薦による委員数を規定することで、なぜ条例名を改めるのか。数年前から既に委員数2名だったのだから、その当時、取り組むべきではなかったのかとの質疑に対しまして、現行の条例は選挙委員の定数のみの記載に合わせた条例名であったものが、このたびの法律改正から条例に議員推薦の部分を新たにつけ加えることとなり、それに伴い、今回、条例名も変更することになったとの答弁があり、特段の討論もなく、「議案第13号」については原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第14号三笠市過疎地域自立促進市町村計画について」及び「議案第15号美唄市立し尿処理場の使用に関する協定の廃止に関する協議について」は、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第16号平成16年度三笠市一般会計補正予算について」であります。審査の順序として、補正予算総括表、歳出款別、歳入全般の順に審査を行いましたが、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第26号市道路線の認定について」であります。その主な質疑といたしまして、道道が市道に変更されるということは、除雪を含み管理はすべて市でやらなければならないということになるが、新しい道道は問題ないとしても、旧道を経費のかかる市道にする必要があるのか。また、その経緯を説明願いたいとの質疑に対しまして、道道の認定は、認定基準に基づき、道と市が規模・路線・性格など協議の上、認定されるが、今回の市道認定の場合は、道の「市町村へ引継ぎを要する旧道区域の取扱い要領」に基づき市道認定するものであり、本市としては、住民の利便性の確保のため、それを受けざるを得ない状況にあるとの答弁があり、特段の討論もなく、「議案第26号」については、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第18号平成17年度三笠市一般会計予算について」であります。審査の順序として、一般会計共通事項、歳出各款ごと、歳入全般の順に審査を行いました。

最初に、一般会計共通事項についてであります。特段の質疑はなく、次に各款の審査に入り、第1款議会費については質疑はなく、次に第2款総務費の主な質疑といたしまし

て、今回は庁舎外壁の改修費のみ計上されているが、今後、ほかの部分も計画的に継続していくと考えていいのか。また、財源不足からすべてを改修することは無理であろうが、ほかの公共施設、特に市民に危険が及ぶ可能性が高い施設に関しては、しっかりとした優先順位を決め、より計画的に取り組んでいただきたいと思うが、その考え方はとの質疑に対しまして、庁舎については計画的に考えてはいるが、現在でも計画にない部分の壁の落下や腐食が発生しており、計画どおりできるかどうか断言はできない。危険な部分から順にやらざるを得ないと考えている。また、ほかの公共施設は自立計画とあわせて優先順位を決め計画している。17年度も各款にまたがり道の振興基金を借りるなど予算措置をしたとの答弁がありました。

次に、第12款職員費及び第3款民生費については、特段の質疑はなく、続いて第4款衛生費の主な質疑といたしまして、ごみ収集を有料化したことによって、どのような変化があったか。また、以前にはなかった新しい問題点が発生したか。その対策も含めて説明いただきたいとの質疑に対しまして、昨年12月1日からごみ有料化がスタートしたが、約3カ月間で平均15%のごみが減少した。問題点は大小あるが、中でも不適正な排出については、排出された方と直接会い指導するなど、パトロールを含め常にマン・ツー・マンで対応していきたい。今後も強化していくとの答弁がありました。

次に、第5款労働費、第6款農林水産業費及び第7款商工費については特段の質疑はなく、続いて第8款土木費の主な質疑といたしまして、公営住宅建替事業について、今回の平家3棟の新築は再生マスタープランの一環であるが、完成後の入居者に対しての考え方と計画上、同年度に除却するはずだった幸町・高美町の公住はどうなっているのか。また、17年度以降のマスタープランの変更を含め説明願いたいとの質疑に対しまして、平家3棟の入居者については、今回除却予定の若松・堤町団地の住民を最優先に考えており、その上で、あきがあれば次の計画を繰り下げて募集をする考え方。また、それに伴う幸町・高美町の除却については、マスタープランの変更が想定される中で最初に障害となる今回の若松・堤町の除却を優先させた。再生マスタープランの変更については、基本的には計画どおりであるが、自立対策説明会において除雪等で課題の多い榊町団地の問題解決のため、幸町団地完了後、榊町団地の建てかえに移行したい旨を説明したが、密集化している榊町団地の現状を考えると、建てかえの際の一時立ち退きの受け皿がないことや二度の引っ越しによる住民負担を軽減するために、当初平家を計画していた堤町団地の建てかえを4階建てに変更するなど検討中であるが、具体的なプランの変更は17年度にお示ししたいとの答弁がありました。

次に、第9款消防費については質疑はなく、続いて第10款教育費の主な質疑といたしまして、三笠市ドームの使用料について、条例により一定の基準で運営されているが、利用者の中には毎日利用する者もいれば、年に何回かしか利用しない者もいる。それらと同じ基準で扱っていいものか。例えば回数券的なものや、ほかに特典などを考えてはどうかとの質疑に対しまして、現在は利用者に対するメリットはないが、当然求められる課題と

して判断している。今後、ほかの施設の利用状況も見て、回数券などを次の条例に改正に向け前向きに検討していきたいとの答弁がございました。

次に、第11款公債費、第13款予備費及び歳入全般については質疑はなく、あわせて債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書及び一般会計予算書についても質疑はなく、全会計の質疑を終結し、特段の討論もなく、「議案第18号平成17年度三笠市一般会計予算」については、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についての御報告といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第1号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第2号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第3号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第4号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第5号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第6号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第7号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第8号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第9号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第10号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第11号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第13号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第14号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第15号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第16号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第18号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 最後に、議案第26号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、議案第1号から議案第11号まで、議案第13号から議案第16号まで、議案第18号及び議案第26号についての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

まず、議案第1号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第1号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第1号三笠市幌内線代替輸送確保基金条例を廃止する条例の制定については、第1予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第2号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第2号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第2号三笠市民生活交通確保基金条例の制定については、第1予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第3号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第3号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第3号三笠市ふれあい健康センター整備事業基金条例を廃止する条例の制定については、第1予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第4号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第4号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第4号三笠市福祉基金条例の一部を改正する条例の制定については、第1予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第5号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第5号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第5号三笠市情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、第1予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第6号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第6号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第6号三笠市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、第1予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第7号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第7号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第7号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、第1予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第8号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第8号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第8号三笠市職員給与条例及び三笠市企業職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、第1予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第9号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第9号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第9号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定については、第1予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第10号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第10号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第10号三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定については、第1予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第11号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第11号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 1 1 号三笠市重度心身障害者医療費条例及び三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の制定については、第 1 予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 1 3 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 1 3 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 1 3 号三笠市農業委員会選挙委員定数条例の一部を改正する条例の制定については、第 1 予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 1 4 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 1 4 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 1 4 号三笠市過疎地域自立促進市町村計画については、第 1 予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 1 5 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 1 5 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 1 5 号美唄市立し尿処理場の使用に関する協定の廃止に関する協議については、第 1 予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 1 6 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 1 6 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第16号平成16年度三笠市一般会計補正予算については、第1予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第18号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第18号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第18号平成17年度三笠市一般会計予算については、第1予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第26号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第26号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第26号市道路線の認定については、第1予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第3 議案第12号、議案第17号及び議案第19号から議案第25号までについて(委報第2号)

議長(扇谷知巳氏) 日程の3 委報第2号、議案第12号、議案第17号及び議案第19号から議案第25号までについてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において第2予算審査特別委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

藤浪委員長、登壇報告願います。

(第2予算審査特別委員長藤浪成憲氏 登壇)

第2予算審査特別委員長(藤浪成憲氏) さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第12号、議案第17号及び議案第19号から議案第25号までの計9件であります。

以下、順次御報告申し上げますが、審査の詳細につきましては一部割愛し、簡略に報告

させていただきますので、御了承ください。なお、御配付の文書及び資料の説明についても省略いたしますので、御了承賜りたいと思います。

最初に、「議案第12号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。主な質疑としまして、改正内容によって市民の該当者はいるのかとの質問があり、その答弁として、昨年度は実績として10名ほどいたが、今年度はいないと答弁があり、特段の議論もなく、「議案第12号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第17号平成16年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算について」であります。特段の質疑、議論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第19号平成17年度三笠市老人保健特別会計予算について」であります。主な質疑として、高額医療費の還付手続について、はがきで対象者に通知していると思うが、通知をしても請求しない人はどれくらいいるのか。また、金額的にはどれくらいになるのかとの質疑があり、その答弁として、当初三笠市は70%ほどの未支給率で、道からも指導があり、改善を図ってきた。広報を活用した周知なども行っており、現在の未支給率は30%程度と下がってきている。金額的には月に該当者が259件170万円あり、うち150件120万円は申請に来ている。以外は通知をしても請求に来ない。理由は還付金額が少額などで、まとめて申請するなどが考えられるとの答弁がありました。

老人保健会計に対する一般会計の繰入金是对前年比で1,900万円の負担増となっているが、交付税の算入はどうなっているのかとの質疑があり、その答弁として、平成14年11月から支払基金の負担率が5割まで下がっているため、国、道、市の負担がふえている。交付税に算入される額は一般会計が老健会計へ繰り出す額よりも少なくなっているが、差額の理由として、国は医療費の実態を全国ベースで算出しており、三笠市の医療費単価が全国ベースより高くなっているのが要因の一つである、また、制度改正により受給対象者が75歳まで段階的に引き上げられているが、国は平成12年度の国勢調査をもとに人数のカウントを行っており、それも差額の要因の一つと考えられるとの答弁がありました。

平成19年度には75歳まで段階的に年齢が引き上がるが、平成19年度時点での予算の展開はどのように推察するかとの質疑があり、その答弁として、平成19年度から平成20年度にかけて医療の抜本改革があるため、見通しが立たない状況である。医療費単価は1人当たり90万円を超える状況となっており、国も予算措置が厳しく、老人医療に対する負担割合の見直しなども検討されているので、今の時点でははっきりとした答弁はできない。予算総額では28億円ベースが、あと3年間の間に26億円ぐらいに下がると予測しているとの答弁があり、特段の議論もなく、「議案第19号平成17年度三笠市老人保健特別会計予算について」は、原案可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第20号平成17年度三笠市国民健康保険特別会計予算について」であります。主な質疑として、資格証明書の発行は何名いるか。また、基金の保有額から見て

他市の状況と比較しても健全な財政状況とは思いますが、滞納者に対する年度末の収納向上対策は実施しているかとの質疑があり、その答弁として、資格証明書の発行は5世帯で16名いる。うち2世帯は面談で一定の解決を見ているが、あと3世帯は面談がまだできていない状況で、滞納処分を含めた厳しい対応を図りたい。また、徴収については、年金の支払い月などに全体職員で対応しており、昨年より数ポイント、率が上がっている。今後も徴収体制を強化していきたいとの答弁がありました。

収納率が93%に満たないと、調整交付金のカットなど、実質的なペナルティーが科せられる。また、国保料の限度額を50万円に据え置くことで国や道からの点数評価にマイナス面があるということだが、国保会計に影響は出ているのかとの質疑があり、その答弁として、収納率は93%いかなければ1,000万円の影響が出る。三笠市は11年間連続でクリアしているので特に問題はない。限度額に関しては、特別調整交付金として単年度で1,200万円の影響があるが、これは国が毎年審査をし、赤字市町村の上位10市が該当するもので、三笠市は黒字運営で、かつ基金保有額が高く、優良な会計状態にあるので、交付対象にはならない。今後の動向として、基金については、現在取り崩しをしているので、平成25年くらいには保有額が1億円になることや、国の赤字に伴う補助金の減額など、歳入が不足してくる状況を見込むと、一定の保険料見直しを含め、検討が必要であるとの答弁があり、特段の討論もなく、「議案第20号平成17年度三笠市国民健康保険特別会計予算について」は原案可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第21号平成17年度三笠市介護保険特別会計予算について」であります。主な質疑として、さいわいとあすなろが新設されたことで、対前年度比では予算が増となっている。近い将来には基金も底をつく状況である。市政方針にある平成18年度を初年度とする第3期介護保険事業計画を作成するに当たり、計画の全体像はどうなるかとの質疑があり、その答弁として、計画については、制度改革で国は施設から在宅へ移行、予防重視型システムへの転換を考えている。三笠市は、施設的には国で決められた3施設とともに居宅サービスでのデイサービス・グループホームが新設、また増設されることなど、介護環境は整備されてきた。今後、これらの現状を踏まえ、利用者に合った介護予防マネジメントを包括的に支援するセンターを立ち上げるなど、制度改革の重点策をもとに地域に即した計画を作成していきたいとの答弁があり、特段の討論もなく、「議案第21号平成17年度三笠市介護保険特別会計予算について」は、原案可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第22号平成17年度三笠市公共下水道事業特別会計予算について」であります。主な質疑として、公的施設で予算措置していない未水洗化の箇所は、後年次どのような計画で水洗化していくのかとの質疑があり、その答弁として、未水洗化の施設は94カ所、水洗化した施設は37カ所であり、率にして28%となっている。公共施設では市立病院などが残っているが、浄化槽が設置されているため、下水道法ではくみ取り式は3年以内に水洗化しなければならないが、浄化槽は若干猶予を持って見ている。早期

に接続されることを期待しているとの答弁があり、特段の討論もなく、「議案第22号平成17年度三笠市公共下水道事業特別会計予算について」は、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第23号平成17年度三笠市育英特別会計予算について」及び「議案第24号平成17年度三笠市水道事業会計予算について」は、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

最後に、「議案第25号平成17年度市立三笠総合病院事業会計予算について」であります。主な質疑として、医師の確保が困難になってきている今現在、退職後の臨時的な採用もこれからますますふえていく可能性がある。ベッド数の見直しなども含めて、平成17年度の医療体制の考え方はどのようになっているかとの質疑があり、その答弁として、医師は卒後研修が2年間義務づけられており、向こう2年間は医師の確保が困難である。小児科と産婦人科は全国的にも医師が不足している。当面、小児科は現在の医師に臨時職員として残ってもらう方向で話を進めている。病院が長期的に安定した経営を進めていくには、一定の見直しが必要である。現在の病床数279床は人口の割には多いため、今後見直していく必要がある。また、平成19年度の交付税が見通し立たない状況の中、今までのような形態を維持するのは難しいので、平成17年度の早い段階で、ある程度の方角性を出したいとの答弁がありました。

資本的収入について、一般会計から借入れが平成17年度で完済するが、どのような経緯で借入れしたのかとの質疑があり、その答弁として、平成7年に4億5,800万円の資金不足となり、8年度に一般会計から5億円の借入れを行った。10年かけて返済する計画で、平成17年度で終了するとの答弁がありました。

近年、医療ミスの公開を積極的に行っている病院があるが、三笠市はどう考えているかとの質疑があり、その答弁として、最近では医療事故はオープンにしていく流れとなってきている。しかし、事象によっては患者の個人情報に影響を与える可能性もあるので、検討が必要である。厚生労働省へは医療事故の報告を行っているが、外部への公開は検討中であるとの答弁がありました。

病院の経営について、民間企業と比較すると経営状況は最悪の方向に向かっている。人件費の比率は50%が一つのめどであるが、市立病院の場合、医療収益に対し人件費が60%を超えている。年齢層の高い看護師の希望退職を募ってはどうか。また、経営は最高責任者である病院長の双肩にかかわるところも大きい。医療職の職員は、この赤字をどのように受けとめているのかとの質疑に対し、その答弁として、自立していくためには市立病院の存続が大前提であり、病院の経営を継続することが自立そのものである。毎年1億2,000万円の赤字を出していけば、すぐに5億円や10億円に膨らんでいく。赤字の原因には、昭和39年の建設以降、人口動態が変化していることや、人件費が高い看護師の年齢構造などいろいろある。明るい話題としては、一般会計から借入金、医療機器の償還が終わり、平成18年度から1億1,000万円の支出が減少する。しかし、不良債

務の解消までには至っていない。健全な経営を目指して、ベッド数の見直しや診療科目の見直しを市長部局とも一緒に議論していかなければならない。いろいろな角度から検討し、経営を改善していきたいとの答弁があり、特段の討論もなく、「議案第25号平成17年度市立三笠総合病院事業会計予算について」は、原案可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

まず、議案第12号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第17号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第19号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第20号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第21号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第22号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第23号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第24号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 最後に、議案第25号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、議案第12号、議案第17号及び議案19号から議案第25号までについての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

まず、議案第12号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第12号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第12号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、第2予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第17号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第17号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第17号平成16年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、第2予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第19号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第19号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第19号平成17年度三笠市老人保健特別会計予算については、第2予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第20号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第20号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第20号平成17年度三笠市国民健康保険特別会計予算については、第2予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第21号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第21号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 2 1 号平成 1 7 年度三笠市介護保険特別会計予算については、第 2 予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 2 2 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 2 2 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 2 2 号平成 1 7 年度三笠市公共下水道事業特別会計予算については、第 2 予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 2 3 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 2 3 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 2 3 号平成 1 7 年度三笠市育英特別会計予算については、第 2 予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 2 4 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 2 4 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 2 4 号平成 1 7 年度三笠市水道事業会計予算については、第 2 予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第 2 5 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 2 5 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第25号平成17年度市立三笠総合病院事業会計予算については、第2予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第4 議案第27号 三笠市公平委員会委員の選任について

議長（扇谷知巳氏） 日程の4 議案第27号三笠市公平委員会委員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第27号三笠市公平委員会委員の選任について、提案説明申し上げます。

三笠市公平委員会委員高田和廣氏及び渋谷巖氏の任期が平成17年3月31日で満了となりますので、その後任者として引き続き渋谷巖氏と新たに片桐昇氏を選任するため、議会の同意を求めるものであります。

再任の渋谷巖氏は、昭和5年6月14日生まれで74歳、住所は三笠市本郷町705番地の45であります。

また、新たに選任いたします片桐昇氏は、昭和13年7月12日生まれで66歳、住所は三笠市幸町10番地20であります。

同氏は、昭和46年11月に保護司に任命され現在に至っておりますが、この間、昭和60年4月には三笠市商工会職員として勤務、昭和63年10月からは事務局長を務められ、平成16年3月に退職をしております。また、昭和57年1月から平成元年3月まで札幌地方裁判所岩見沢支部家事調停委員として、さらには平成6年6月から平成12年3月まで北海道婦人少年室共助員として活動してまいりました。

両氏とも三笠市公平委員会委員として適任と考えますので、地方公務員法第9条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

御同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第27号三笠市公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第5 議案第28号 議会運営委員会及び各常任委員会
所管事項調査について

議長(扇谷知巳氏) 日程の5 議案第28号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第28号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第28号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

日程第6 意見書案第1号 自然災害による被災住宅再建支援制度の確立を求める意見書

議長(扇谷知巳氏) 日程の6 意見書案第1号自然災害による被災住宅再建支援制度の確立を求める意見書を議題とします。

本案については、斉藤勲議員ほか4人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、斉藤勲議員から提案理由の説明を求めます。

斉藤勲議員、登壇説明願います。

(2番斉藤 勲氏 登壇)

2番(斉藤 勲氏) 意見書について、朗読の上、提案申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

自然災害による被災住宅再建支援制度の確立を求める意見書。

自然災害によって被災した住宅を再建することは、被災者個人の生活基盤回復のためだけでなく、地域コミュニティの維持やまち並みの復興など「まちづくり」の観点からも重要です。

1995年に発生した阪神淡路大震災にてその重要性が認識されて以来、全国各地で自然災害が発生するたびに、被災者や関係自治体・関係団体の間から、住宅再建支援制度の確立を求める声が強く上げられてきました。

しかしながら、現行の被災者生活再建支援法・居住安定支援制度に基づき支給される支援金では、被災住宅の解体撤去費や家賃・借入金関係経費など、いわゆる周辺経費に用途が限定され、住宅本体部分の再建に用いることはできません。また、支援金の上限が200万円と低額であるほか、年収・年齢などの要件が厳しく、極めて使い勝手の悪い制度となっています。これでは被災者の住宅再建意欲が喚起されないばかりか、地域社会の復興に役立つ真の住宅再建支援制度はなり得ません。

よって、被災者生活再建支援法を改正し、支援金の用途に住宅本体部分の再建を含めるほか、支援金の拡大・要件緩和を行うよう、強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成17年3月25日、北海道三笠市議会。

提出先につきましては記載のとおりであります。よろしく申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第1号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第1号自然災害による被災住宅再建支援制度の確立を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

以上で、今定例会に付議された事件は、すべて終了しました。

閉 会 宣 告

議長（扇谷知巳氏） 以上をもちまして、平成17年第1回定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員